令和７年度

総　会　資　料

令和７年４月 25 日

愛媛県新幹線導入促進期成同盟会

目　　次

１　第１号議案　　令和６年度事業報告について・・・・・・・・・・・　１

２　第２号議案　　令和６年度収支決算について・・・・・・・・・・・　３

３　第３号議案　　令和７年度事業計画(案)について・・・・・・・・・　４

４　第４号議案　　令和７年度収支予算（案）について・・・・・・・・　５

５　第５号議案　　要望書（案）について・・・・・・・・・・・・・・　７

(資料)

監査報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

要望書（案）新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

愛媛県新幹線導入促進期成同盟会規約・・・・・・・・・・・・・・・・　16

第１号議案

愛媛県新幹線導入促進期成同盟会　令和６年度事業報告

県内の新幹線導入等による鉄道高速化や、在来線の安全かつ安定的な運行確保のための課題解決等に向けて、令和６年度は次の事業を実施した。

１　運営に関する事業

（１）理事会

開催日：令和６年４月 10 日（水）
内　容：総会に付議する事項

（２）総会

開催日：令和６年４月 26 日（金）
内　容：報告（令和５年度事業報告・収支決算）
令和６年度事業計画・収支予算（案）
令和６年度役員改選（案）について
要望書（案）

２　新幹線導入や在来線の整備促進等に関する事業

（１）要望活動

○国土交通省、本県選出国会議員（職員が持参）
日　程：令和６年９月 27 日（金）
要望先：国土交通省、県選出国会議員（全員）

○ＪＲ西日本
日　程：令和６年９月 30 日（月）
要望先：ＪＲ西日本ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ本部鉄道ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ部部長　岡田　学　他
要望者：副会長　野志　克仁（松山市長）

○ＪＲ四国
日　程：令和６年 10 月 15 日（火）
要望先：ＪＲ四国　代表取締役　四之宮　和幸
要望者：副会長　野志　克仁（松山市長）

≪参考≫※四国新幹線整備促進期成会要望活動
日　程：令和６年８月 21 日（水）
要望先：国土交通省、財務省、自民党本部
要望者：四国新幹線整備促進期成会会長、４県知事（愛媛県副知事代理）
４県商工会議所連合会会頭・会長

日　程：令和７年１月 22 日（水）
要望先：国土交通省、内閣府
要望者：四国新幹線整備促進期成会会長、４県知事（愛媛県副知事代理）
四国選出の国会議員

（２）広報活動

県内外におけるＰＲ活動の実施
ア　パネル展の開催やパブリシティ活動など
・令和６年８月18日（日）愛媛ＦＣ対大分トリニータ戦マッチングデイ
（ニンジニアスタジアムでのイベントブースにてパネル展示、ノベルティ配布等によるＰＲ）
・令和６年９月８日（日）四国まるごと公共交通利用促進事業
（松山市大街道商店街でのパネル展示、「つなぐん」によるＰＲ）
・令和６年 11 月 30 日（土）、12 月１日（日）「万博鉄道まつり 2024」

（大阪万博公園での四国新幹線整備促進期成会、他３県と連携した署名活動ＰＲ）
・令和６年 12 月 11 日（水）生涯学習センター県政出前講座
（四国新幹線整備促進期成会と連携し、県民向け啓発講座の実施）
・令和７年２月 15 日（土）foodiscovery えひめ愛ある食の市
（大街道ストリートビジョン動画放映に合わせたＰＲ）

イ　経済団体、県・市実施事業へのＰＲパンフレット等の提供

ウ　愛媛経済同友会主催「四国新幹線俳句コンテスト」への連携協力と「作品集」への広告掲出

エ　ＨＰによる情報発信

（３）研修活動

講演会の実施

日　程：令和６年４月 26 日（金）※総会後に実施
内　容：「新幹線の多面的機能」
講　師：長崎県立大学地域創造学部　鳥丸　聡　教授

（４）新幹線導入に係る機運醸成活動

ア　ファミリー層向けイベント「はしれ！みんなの四国新幹線 2024」

日　時：令和６年 12 月 21 日（土）11:00～16:30
場　所：イオンモール新居浜サウスコート(約 350 名参加)
内　容：鉄道ものまね芸人　立川 真司 氏によるステージ
新幹線工作ワークショップ
ゲストと専門家によるクイズで学ぶ四国新幹線
四国新幹線俳句コンテスト表彰式　等

イ　サテライトイベント「はしれ！きみの四国新幹線 2024」

日　時：令和６年 11 月９日（土）10:00～16:00
場　所：えひめこどもの城多目的ホール(約 300 名参加)
内　容：県内在住のテクニカルイラストレーター隅川雄二氏を講師として「夢の新幹線」をテーマにした工作ワークショップの実施

ウ　機運醸成動画の制作及び県内各地での放映

四国の新幹線導入に向けて、地元でのさらなる機運醸成のため、昨年度作成した楽曲やＪＲ松山駅新駅での映像を用い、四国新幹線導入に向けたプロモーション動画（約１分 30 秒、30 秒、15 秒）を制作した。また、制作した動画の大街道ストリートビジョン等県内外での放映や、県公式 YouTube 等、各種媒体、ＳＮＳを活用した広報を実施

第２号議案

令和6年度収支決算

収 入 額　　5,737,594 円
支 出 額　　4,346,776 円
差引残高　　1,390,818 円

(1)収入の部　　（単位：円）

経理区分	費目	予算額	収入額	差引	備　考
規約第13条(1)(運営及び新幹線導入や在来線の整備促進等に関する事業)	会費	900,000	900,000	0	県　300,000 市町 600,000
	機運醸成活動負担金	3,529,000	3,529,000	0	
	その他収入	764	2,867	2,103	預金利息
	繰越金	1,306,236	1,305,727	△ 509	前年度からの繰越金
	小計	5,736,000	5,737,594	1,594	
規約第13条(2)(在来線の安全かつ安定的な運行確保に関する事業)	負担金	0	0	0	
	繰越金	0	0	0	
	小計	0	0	0	
規約第13条(3)(鉄道災害復旧に関する事業)	負担金	0	0	0	
	繰越金	0	0	0	
	小計	0	0	0	
合　計		5,736,000	5,737,594	1,594	

(2)支出の部　　（単位：円）

経理区分	費目	内訳	予算額	支出額	差引	備　考
規約第13条(1)(運営及び新幹線導入や在来線の整備促進等に関する事業)	事務局費	会議費	206,000	103,963	102,037	定時総会
		事務費	30,000	2,200	27,800	収入印紙
	事業費	要望経費	500,000	105,855	394,145	期成会東京大会、JR四国、JR西日本
		広報活動費	400,000	114,558	285,442	広告掲載、パネル送料、イベント物品購入等
		研修会費	300,000	77,910	222,090	定時総会
		機運醸成活動費	4,000,000	3,942,290	57,710	四国の新幹線導入促進プロモーション事業委託費、振込手数料
	予備費		300,000	0	300,000	
	小計		5,736,000	4,346,776	1,389,224	
規約第13条(2)(在来線の安全かつ安定的な運行確保に関する事業)	助成事業費		0	0	0	
	小計		0	0	0	
規約第13条(3)(鉄道災害復旧に関する事業)	助成事業費		0	0	0	
	小計		0	0	0	
合　計			5,736,000	4,346,776	1,389,224	

第３号議案

愛媛県新幹線導入促進期成同盟会　令和７年度事業計画（案）

鉄道の抜本的高速化を図るため、県内の新幹線導入を促進するとともに、在来線の整備促進及び県内の在来線の安全かつ安定的な運行確保のための課題解決を図り、もって地域の振興発展に寄与することを目的に、要望活動や広報活動、機運醸成活動等を実施する。

１　運営に関する事業

総会・理事会のほか、会長、副会長及び理事の所属する団体の職員による幹事会を必要に応じて開催する。

２　新幹線導入や在来線の整備促進等に関する事業

（１）要望活動

日　程：令和７年７月（予定）
参加者：会員の代表者
要望先：国土交通省、本県選出国会議員
※別途、ＪＲ四国、ＪＲ西日本に対しても実施

（２）広報活動

県内外におけるＰＲ活動の実施

ア　パネル展の開催やパブリシティ活動など
※四国４県と足並みを合わせて、四国の新幹線早期実現に向けた署名活動を令和６年度に引き続き実施

イ　ＰＲ用パンフレット等の配布

ウ　ＨＰによる情報発信

（３）研修活動

四国への新幹線導入に向け会員団体間の情報共有を図るため、事務担当者会議や講演会等を開催するほか、四国新幹線整備促進期成会などが実施する新幹線に関するシンポジウム等に参加

（４）新幹線導入に係る機運醸成活動

県内外における機運の醸成を図る。

ア　イベントの開催
○新幹線の生みの親と呼ばれる十河信二氏に縁のある西条市において、鉄道に造詣の深いタレントによるトークショーや学生による四国新幹線開業におけるシンポジウム等を実施
○「新幹線」をテーマにした俳句ワークショップを実施

イ　四国新幹線導入促進ＰＶの県内放映及び県内広告掲出
○令和６年度制作のプロモーション動画の県内各市町やＪＲ松山駅サイネージビジョンでの放映の実施
○ＪＲ予土線ホビートレイン内での広告掲出を実施。
○プロポーザルによる広告事業の実施

第４号議案

令 和 ７ 年 度 収 支 予 算（案）

収 入 額　　7,450,000 円
支 出 額　　7,450,000 円

(1)収入の部　　（単位：円）

経理区分	費目	予算額	前年度予算額	差引増減	備　考
規約第13条(1) (運営及び新幹線導入や在来線の整備促進等に関する事業)	会費	900,000	900,000	0	詳細は別紙のとおり
	機運醸成活動負担金	5,159,000	3,529,000	1,630,000	愛媛県が負担
	その他収入	182	764	△ 582	預金利息
	繰越金	1,390,818	1,306,236	84,582	前年度からの繰越金
	小計	7,450,000	5,736,000	1,714,000	
規約第13条(2) (在来線の安全かつ安定的な運行確保に関する事業)	負担金	－	－	0	
	繰越金	－	－	0	
	小計	－	－	0	
規約第13条(3) (鉄道災害復旧に関する事業)	負担金	－	－	0	
	繰越金	－	－	0	
	小計	－	－	0	
合　計		7,450,000	5,736,000	1,714,000	

(2)支出の部　　（単位：円）

経理区分	費目	内訳	予算額	前年度予算額	差引増減	備　考
規約第13条(1) (運営及び新幹線導入や在来線の整備促進等に関する事業)	事務局費	会議費	206,000	206,000	0	
		事務費	30,000	30,000	0	
	事業費	要望経費	600,000	500,000	100,000	
		広報活動費	400,000	400,000	0	
		研修会費	300,000	300,000	0	
		機運醸成活動費	5,614,000	4,000,000	1,614,000	
	予備費		300,000	300,000	0	
	小計		7,450,000	5,736,000	1,714,000	
規約第13条(2) (在来線の安全かつ安定的な運行確保に関する事業)	助成事業費		－	－	0	
	小計		－	－	0	
規約第13条(3) (鉄道災害復旧に関する事業)	助成事業費		－	－	0	
	小計		－	－	0	
合　計			7,450,000	5,736,000	1,714,000	

令和7年度会費・負担金

（単位:円）

団体名	会費 （規約第13条第1号）	負担金 （規約第13条第2号）	負担金 （規約第13条第3号）	計
愛 媛 県	300,000	0	0	300,000
松 山 市	162,000	0	0	162,000
今 治 市	62,000	0	0	62,000
宇和島市	40,000	0	0	40,000
八幡浜市	29,000	0	0	29,000
新居浜市	52,000	0	0	52,000
西 条 市	49,000	0	0	49,000
大 洲 市	31,000	0	0	31,000
伊 予 市	30,000	0	0	30,000
四国中央市	43,000	0	0	43,000
西 予 市	30,000	0	0	30,000
東 温 市	29,000	0	0	29,000
上 島 町	3,000	0	0	3,000
久万高原町	3,000	0	0	3,000
松 前 町	9,000	0	0	9,000
砥 部 町	7,000	0	0	7,000
内 子 町	5,000	0	0	5,000
伊 方 町	3,000	0	0	3,000
松 野 町	2,000	0	0	2,000
鬼 北 町	4,000	0	0	4,000
愛 南 町	7,000	0	0	7,000
合 計	900,000	0	0	900,000

・会費は、愛媛県30万円、市町60万円とし、市町ごとの会費は、均等割及び人口割で算定。
・負担金は、令和7年度において予定なし。

要望書（案）	第５号議案

全国各地で新幹線の整備が進み、リニア中央新幹線等による「日本中央回廊」を生かした国土形成が進められる中で、四国は今なお、新幹線の具体的な計画のない唯一の地域として取り残されており、地方創生に懸命に取り組む中で、地域間競争に大きく後れを取ることを危惧しております。

四国の公共交通の基幹的役割を担うＪＲ四国は、ＪＲグループで唯一新幹線を持たない環境で、国鉄分割民営化以降、急速な人口減少や高速道路との競合、資源価格高騰、人手不足など厳しい経営状況が続いています。国からの支援は継続されていますが、ＪＲ四国が自立を目指すには、収益事業の柱となる新幹線導入による経営基盤の安定化が不可欠です。

国は、「経済財政運営と改革の基本方針２０２４」において新幹線の基本計画路線を本文に取り上げ、「地域の実情に応じた諸課題について方向性も含め調査検討を行う」と示しており、ＪＲ四国の長期ビジョンでも新幹線等による抜本的高速化の実現が明記されております。四国４県としても、瀬戸大橋を経由する岡山ルートでのフル規格新幹線の整備に向けて、署名活動の開始や「国土強靭化中期計画」への基本計画路線の記載等を求める新たな要望活動など、連携をさらに強化しながら、オール四国の体制で新幹線を迎え入れる機運をますます盛り上げているところです。

四国の新幹線が実現すれば、四国内のアクセスだけでなく、中国、関西、九州などの既存の新幹線ネットワークと接続することで、多様性のある経済圏・大交流圏が形成され、ビジネス・観光、文化など様々な分野での交流促進に多大な効果があると見込んでおります。

また、近い将来の発生が危惧される南海トラフ地震や、近年激甚化・頻発化している自然災害への対応力を強化し、リダンダンシーを確保した上で地域防災力を向上させ、安全・安心な国土づくりを目指したシームレスな拠点連結型国土の形成のためにも、四国への新幹線導入は不可欠です。

本県においては、ＪＲ松山駅への新幹線乗り入れを念頭に、官民協働で新駅を中心としたまちづくりの検討が進められているところであり、ＪＲ松山駅に新幹線駅を併設し、これを起点として、松山圏域以外の県内各地

への乗継利便性を向上させることによって、本県全域で新幹線整備の波及効果が得られるようにすることが強く望まれます。

加えて、四国の鉄道ネットワークは、地域の公共交通の基幹として、地方創生に向けた取組みにも欠かせない重要な資源であることから、県や市町等が、ＪＲ四国と一体となってその利用促進等に取り組んでいるところであり、国においても、在来線の線形改良や、南予への電化延伸等に加え、老朽化対策や災害復旧事業に対する支援の一層の拡充が望まれます。

つきましては、四国の新幹線の早期実現等に向け、以下の点について特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

１　四国の新幹線を四国の公共交通の骨格と位置づけ、一日も早い実現を図るため、令和８年度(2026 年度)予算編成において、整備計画格上げに向けた法定調査を実施するための措置を講じること。

２　我が国の成長をけん引する地方の発展を支える基本的な社会インフラとしての新幹線ネットワーク整備促進に向け、新幹線事業を「国土強靭化実施中期計画」に掲げるなどにより、新幹線整備予算の拡充や新たな財源の活用など、新幹線整備の仕組みを抜本的に改革すること。

３　ＪＲ松山駅に新幹線駅を併設すること。

４　在来線の維持・改良及び災害復旧に向けた支援を拡充すること。

令和７年　月

愛媛県新幹線導入促進期成同盟会
会長　愛媛県知事　中村 時広

全国で当たり前のインフラとなった新幹線

四国は唯一の空白地域です

全国新幹線鉄道網の整備状況

…営業区間　…建設中
…未着工区間

新幹線は北海道から
九州まで行き渡り、
具体的な計画（整備計画）
がないのは
四国だけです。

※2022年4月時点

四国の新幹線整備のイメージ

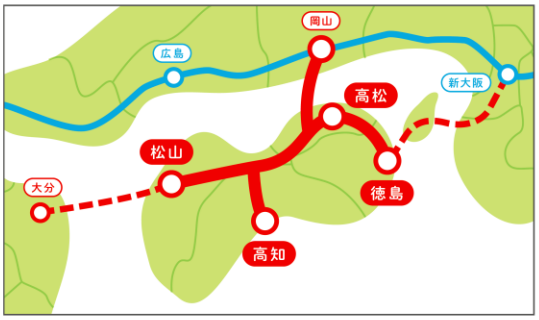

整備延長 302km　費用便益比（B/C）1.03
概算事業費（車両費含む）1.57兆円　※図の赤色実線ルートの場合
経済波及効果 169億円/年

四国の新幹線は、リニア中央新幹線が新大阪まで延伸され、
スーパー・メガリージョンが誕生するタイミングにあわせた開業を目指しています。

交流圏域が拡大し、四国は一体になります

…高速バス　…現状の鉄道路線　…新幹線

四国4県都間
徳島・高松・松山・高知
約1時間

徳島⇄高松	1時間30分	58分	19分
徳島⇄松山	3時間25分	3時間26分	1時間1分
徳島⇄高知	2時間50分	3時間22分	59分
高松⇄松山	2時間50分	2時間22分	42分
高松⇄高知	2時間10分	2時間12分	36分
松山⇄高知	3時間	4時間7分	54分

四国4県都⇄新大阪
約1.5時間

新大阪		
徳島	2時間53分	1時間35分
高松	1時間44分	1時間15分
松山	3時間30分	1時間38分
高知	3時間15分	1時間31分

リニア中央新幹線との連絡により 四国4県都⇄東京
約3時間以内

東京		
徳島	5時間34分	2時間52分
高松	4時間23分	2時間32分
松山	6時間8分	2時間55分
高知	5時間53分	2時間48分

愛媛県新幹線導入促進期成同盟会　会員一覧

（令和７年４月１日現在）

所属	役職	氏名	
愛媛県	知事	中村時広	会長
愛媛県議会	議長	福羅浩一	副会長
愛媛県市長会	会長	武智邦典	理事
愛媛県町村会	会長	河野忠康	理事
松山市	市長	野志克仁	副会長
今治市	市長	徳永繁樹	
宇和島市	市長	岡原文彰	
八幡浜市	市長	大城一郎	
新居浜市	市長	古川拓哉	
西条市	市長	高橋敏明	
大洲市	市長	二宮隆久	監事
伊予市	市長	武智邦典	
四国中央市	市長	篠原実	
西予市	市長	管家一夫	
東温市	市長	加藤章	
上島町	町長	上村俊之	
久万高原町	町長	河野忠康	
松前町	町長	田中浩介	
砥部町	町長	古谷崇洋	
内子町	町長	小野植正久	監事
伊方町	町長	高門清彦	
松野町	町長	坂本浩	
鬼北町	町長	兵頭誠亀	
愛南町	町長	中村維伯	
愛媛県市議会議長会	会長	原俊司	理事
愛媛県町村議会議長会	会長	前田省二	理事
愛媛県商工会議所連合会	会頭	髙橋祐二	副会長
愛媛県商工会連合会	会長	渡部英志	
愛媛県中小企業団体中央会	会長	服部正	
愛媛経済同友会	代表幹事	山口普	理事
愛媛県経営者協会	会長	田中和彦	
（一社）愛媛県観光物産協会	会長	中村時広	理事
（一社）愛媛県旅行業協会	会長	清水一郎	
日本旅館協会愛媛県支部	支部長	奥村敏仁	
愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	大木正治	
道後温泉旅館協同組合	理事長	奥村敏仁	
愛媛県農業協同組合中央会	代表理事会長	西本滿俊	理事
愛媛県森林組合連合会	代表理事会長	高山康人	
愛媛県漁業協同組合	代表理事組合長	平井義則	

愛媛県新幹線導入促進期成同盟会　顧問一覧

（令和７年４月１日現在）

所属	氏名
衆議院議員	塩崎　彰久、白石　洋一、長谷川　淳二、 村上　誠一郎、石井　智恵
参議院議員	山本　順三、永江　孝子、山本　博司

監 査 報 告 書

令和６年度愛媛県新幹線導入促進期成同盟会の会計事務について監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

令和７年 ４ 月 ７ 日

愛媛県新幹線導入促進期成同盟会

（職名）　（氏名）

監　事　二宮隆久

監 査 報 告 書

令和６年度愛媛県新幹線導入促進期成同盟会の会計事務について監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

令和7年 4 月 8 日

愛媛県新幹線導入促進期成同盟会

（職名）　（氏名）

監　事　内子町長　小野植正久

愛媛県新幹線導入促進期成同盟会　Ｒ７年度要望書（案）　昨年度との対比

昨年度	今年度の修正箇所（下線部）	備考
全国各地で新幹線の整備が進み、リニア中央新幹線等による「日本中央回廊」を生かした国土形成が進められる中で、四国は今なお、新幹線の具体的な計画のない唯一の地域として取り残されており、地方創生に懸命に取り組む中で、地域間競争に大きく後れを取ることを危惧しております。	全国各地で新幹線の整備が進み、リニア中央新幹線等による「日本中央回廊」を生かした国土形成が進められる中で、四国は今なお、新幹線の具体的な計画のない唯一の地域として取り残されており、地方創生に懸命に取り組む中で、地域間競争に大きく後れを取ることを危惧しております。	
四国の公共交通の基幹的役割を担うＪＲ四国は、ＪＲグループで唯一新幹線を持たない環境の中で、従来からの急速な人口減少や高速道路との競合等に加え、資源や燃油の価格高騰及び運転士等の人手不足により、引き続き厳しい経営を強いられております。経営安定基金の運用益の確保や助成金の交付など、ＪＲ四国に対する支援が継続されているところですが、依然厳しい経営環境のもとで自立を目指すためには、収益事業となり得る新幹線の導入による経営基盤の安定化が不可欠であります。	四国の公共交通の基幹的役割を担うＪＲ四国は、ＪＲグループで唯一新幹線を持たない環境で、国鉄分割民営化以降、急速な人口減少や高速道路との競合、資源価格高騰、人手不足など厳しい経営状況が続いています。国からの支援は継続されていますが、ＪＲ四国が自立を目指すには、収益事業の柱となる新幹線導入による経営基盤の安定化が不可欠です。	表現を簡潔に修正
令和３年３月の衆参国土交通委員会において、ＪＲ四国支援関連法案を審議する中で、「四国における新幹線についても検討を進めること」との附帯決議が全会一致で採択されたほか、同時期に策定されたＪＲ四国の長期ビジョンの中でも、新幹線等による抜本的高速化の早期実現に向けて取り組むことが明記されており	国は、「経済財政運営と改革の基本方針２０２４」において新幹線の基本計画路線を本文に取り上げ、「地域の実情に応じた諸課題について方向性も含め調査検討を行う」と示しており、ＪＲ四国の長期ビジョンでも新幹線等による抜本的高速化の実現が明記されております。	R3 衆参国土交通委員会付帯決議を骨太の方針への記載に変更
、地域としても、オール四国の体制で新幹線を迎え入れる機運をますます盛り上げていきたいと考えております。	四国４県としても、瀬戸大橋を経由する岡山ルートでのフル規格新幹線の整備に向けて、署名活動の開始や「国土強靭化中期計画」への基本計画路線の記載等を求める新たな要望活動など、連携をさらに強化しながら、オール四国の体制で新幹線を迎え入れる機運をますます盛り上げているところです。	令和７年７月までを目処に実施中の「四国の新幹線早期実現に向けた署名活動」や令和７年１月に実施した要望活動について追記
四国の新幹線が実現すれば、四国内のアクセスだけでなく、関西、九州などの既存の新幹線ネットワークとの接続により、西日本における広域交流圏が形成されることで、ビジネス・観光、文化等多様な分野での交流促進に多大な効果があると見込んでおり、平成 26 年の「四国における鉄道の抜本的高速化に関する基礎調査」においても、岡山から瀬戸大橋を経由して四国の県庁所在地	四国の新幹線が実現すれば、四国内のアクセスだけでなく、中国、関西、九州などの既存の新幹線ネットワークと接続することで、多様性のある経済圏・大交流圏が形成され、ビジネス・観光、文化など様々な分野での交流促進に多大な効果があると見込んでおります。	中四国サミットでの「高速交通ネットワークおよび地域交通の整備・充実について」（Ｒ６年 10 月 15 日）をもとに修正、中国地方を表記し、基礎調査の記載を削除

を結ぶルートでは、フル規格新幹線整備に妥当性があるとの調査結果が示されたことから、四国新幹線整備促進期成会では、リニア中央新幹線の大阪延伸時期を四国の新幹線開業の目標として掲げているところです。 　また、近い将来の発生が危惧される南海トラフ地震や、近年激甚化・頻発化している自然災害への対応力を強化し、リダンダンシーを確保した上で地域防災力を向上させ、安全・安心な国土づくりを目指したシームレスな拠点連結型国土の形成のためには、四国への新幹線導入は不可欠であります。 　本県においては、今秋完成予定のＪＲ松山駅の高架化事業を実施する中で、新幹線乗り入れを念頭に、官民協働で新駅の検討が進められているところであり、ＪＲ松山駅に新幹線駅を併設し、これを起点として、南予地域を始めとする県内各地への乗継利便性を向上させることによって、本県全域で新幹線整備の波及効果が得られるようにすることが強く望まれます。 　加えて、四国の鉄道が、地域の活性化に向け、交通体系の基幹としての使命と、地域住民の生活の足としての役割を果たすためには、既存の鉄道網の維持・活性化を図ることも重要であることから、地域においては、県及び市町等が、ＪＲ四国と一体となってその利用促進等に取り組んでおり、国においても、在来線の線形改良や踏切の解消、南予への電化延伸等のほか、老朽化対策や災害復旧事業への支援の一層の拡充が望まれます。 　つきましては、四国の新幹線の早期実現等に向け、以下の点について特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。 １　四国の新幹線を四国の公共交通の骨格と位置づけ、一日も早い実現を図るため、令和７年度(2025 年度)予算編成において、整備計画格上げに向けた法定調査を実施するための措置を講じること。	また、近い将来の発生が危惧される南海トラフ地震や、近年激甚化・頻発化している自然災害への対応力を強化し、リダンダンシーを確保した上で地域防災力を向上させ、安全・安心な国土づくりを目指したシームレスな拠点連結型国土の形成のためには、四国への新幹線導入は不可欠です。 　本県においては、ＪＲ松山駅へ の新幹線乗り入れを念頭に、官民協働で新駅を中心としたまちづくりの検討が進められているところであり、ＪＲ松山駅に新幹線駅を併設し、これを起点として、松山圏域以外の県内各地への乗継利便性を向上させることによって、本県全域で新幹線整備の波及効果が得られるようにすることが強く望まれます。 　加えて、四国の鉄道ネットワークは、地域の公共交通の基幹として、地方創生に向けた取組みにも欠かせない重要な資源であることから、県や市町等が、ＪＲ四国と一体となってその利用促進等に取り組んでいるところであり、国においても、在来線の線形改良や、南予への電化延伸等に加え、老朽化対策や災害復旧事業に対する支援の一層の拡充が望まれます。 　つきましては、四国の新幹線の早期実現等に向け、以下の点について特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。 １　四国の新幹線を四国の公共交通の骨格と位置づけ、一日も早い実現を図るため、令和８年度(2026 年度)予算編成において、整備計画格上げに向けた法定調査を実施するための措置を講じること。	Ｒ６年度高架化事業完了に伴い、新駅の検討から、新駅を中心としたまちづくりの検討へ修正 表現を簡潔に修正 次年度予算編成での措置を講じるよう修正

	2　我が国の成長をけん引する地方の発展を支える基本的な社会インフラとしての新幹線ネットワーク整備促進に向け、新幹線事業を「国土強靭化実施中期計画」に掲げるなどにより、新幹線整備予算の拡充や新たな財源の活用など、新幹線整備の仕組みを抜本的に改革すること。	令和７年１月 22 日に実施した国土交通省及び内閣府への要望活動をもとに追加。
２　ＪＲ松山駅に新幹線駅を併設すること。	３　ＪＲ松山駅に新幹線駅を併設すること。	
３　在来線の維持・改良及び災害復旧に向けた支援を拡充すること。	４　在来線の維持・改良及び災害復旧に向けた支援を拡充すること。	
令和６年　月 愛媛県新幹線導入促進期成同盟会 会長　愛媛県知事　中村 時広	令和７年　月 愛媛県新幹線導入促進期成同盟会 会長　愛媛県知事　中村 時広	時点修正
（別紙） 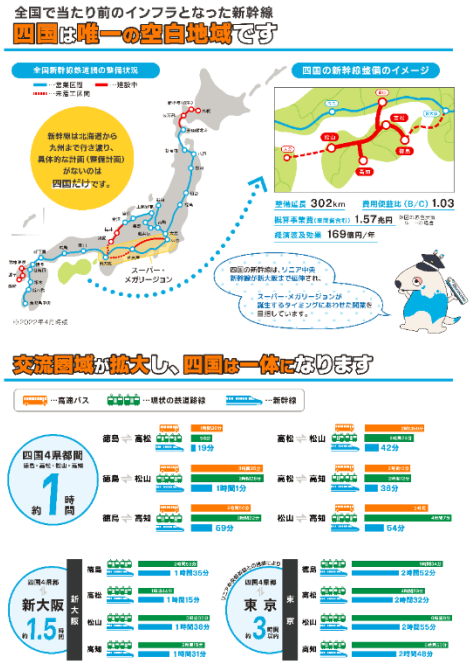	（別紙） 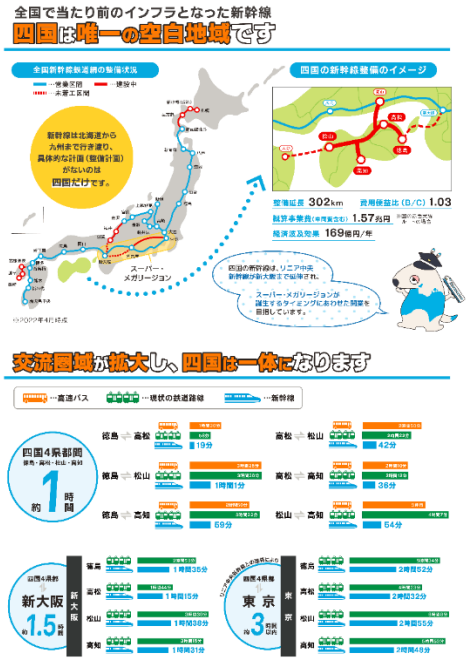	

愛媛県新幹線導入促進期成同盟会規約

（名称）

第１条　本会は、愛媛県新幹線導入促進期成同盟会という。

（目的）

第２条　本会は、鉄道の抜本的高速化を図るため、県内への新幹線導入を促進するとともに、在来線の整備促進及び県内の在来線の安全かつ安定的な運行確保のための課題解決を図り、もって地域の振興発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 国、鉄道事業者、その他関係機関に対する要望活動

(2) 調査研究及び広報

(3) 課題解決のための協議・検討

(4) 県内の在来線における列車の安全運行並びに鉄道利用者の安全確保を図るために鉄道事業者が実施する老朽化対策であって、橋りょう・トンネル等の土木構造物の長寿命化に資する事業に対する助成

(5) 鉄道事業者が実施する災害復旧事業（鉄道軌道整備法（昭和 28 年法律第 169 号）第８条第４項又は同条第５項に定める災害復旧事業に限る。）に対する助成

(6) その他目的達成のために必要な事業

（会員）

第４条　本会は、次の者をもって組織する。

(1) 愛媛県知事及び県内市町の長

(2) その他本会の趣旨に賛同する者

（役員）

第５条　本会に次の役員を置く。

(1) 会　長　１　名

(2) 副会長　３　名

(3) 理　事　若干名

(4) 監　事　２　名

２　理事は、総会において会員のうちから選出する。

３　会長は、愛媛県知事の職にある者をもって充てる。

４　副会長は、理事のうちから会長が指名する。

５　監事は、総会において会員のうちから選出する。

６　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員の職務）
第６条　会長は、会務を総理し、本会を代表する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
３　理事は、本会の運営について審議する。
４　監事は、本会の会計を監査する。

（役員の任期）
第７条　役員の任期は、２年とする。ただし再任を妨げない。
２　補欠のため選任された役員の任期は、その前任者の残任期間とする。
３　役員は、任期満了の場合においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行わなければならない。

（顧問）
第８条　本会に顧問を置くことができる。
２　顧問は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

（会議）
第９条　本会の会議は、総会及び理事会とし、会長が招集し、その議長となる。
２　総会は、次の事項を議決する。
(1) 規約の改廃
(2) 事業計画の決定及び事業報告
(3) 予算（予算流用を除く。）及び決算
(4) その他会長が必要と認めた事項
３　理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、総会に付議する事項や本会の運営に関する重要事項（予算のうち予算流用を含む。）を審議する。
４　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、第３条第４号及び同条第５号に定める助成事業にかかる議事は、当該助成事業に充てる会費を負担することとなる会員すべての同意を要するものとする。

（幹事）
第 10 条　本会に幹事を置く。
２　幹事は、会長、副会長及び理事の所属する団体の職員をもって充てる。
３　幹事は、会長の命を受けて、会務を処理する。

（会計年度）
第 11 条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（経費）
第 12 条　本会の運営に要する経費は、第４条第１号に定める会員の負担する会費

及び負担金並びにその他の収入をもって充てる。

２　本会の会計処理は、会長が別に定めるもののほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年規則第 18 号）及び愛媛県補助金等交付規則（平成 18 年規則第 17 号）に準ずる。

（区分経理）

第 13 条　次に掲げる事業については、当該事業ごとに経理を区分しなければならない。

(1) 次の各号に掲げる事業以外の事業

(2) 第３条第４号に定める助成事業

(3) 第３条第５号に定める助成事業

（事務局）

第 14 条　本会の事務を処理するため、愛媛県公共交通担当課内に事務局を置く。

（雑則）

第 15 条　この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規約は、平成 16 年５月 10 日から施行する。

附　則

この規約は、平成 20 年５月 16 日から施行する。

附　則

この規約は、平成 25 年５月 13 日から施行する。

附　則

この規約は、平成 27 年２月３日から施行する。

附　則

この規約は、平成 29 年３月 29 日から施行する。

附　則

この規約は、令和３年２月 15 日から施行する。